

背景・現状

南部丘陵は石津川水系の源流域に位置し、古代から緑の恵みを活用した人々の営みによって里地里山が形成され、貴重な緑の資源が育まれてきた丘陵地である。この丘陵地には、市街地の近郊にありながら、今もなお優れた里地里山の風景を有し、多様な生き物が息づく貴重な緑地がある。

条例の目的

南部丘陵における貴重な緑地である保全優先地区（約160ha）について、市、市民等及び事業者が連携し、及び協働することにより、その里地里山の豊かな風景や自然環境を育み、保全することを目的に本条例を制定する。

条例の内容

保全優先地区における緑地の保全に関し、市の役割を明確にし、市民等及び事業者が市の緑地の保全に係る施策に協力するよう努めること、並びに市、市民等及び事業者が連携し、及び協働して保全優先地区における緑地の保全に努めること等を定める。

位置図

